

## 4-5 景観形成方針

### (1) 基本的な考え方

#### ア 三つの景観ゾーンを意識した景観づくり

福生市は、地形的、自然的、潜在的な特徴やそれによって形づくられる景観的なまとまりにより、川の手・街の手・丘の手の三つのゾーンに分けることができます。

まちづくり景観基本計画に基づき、それぞれの資源を生かした景観づくりを進めます。

- ・川の手ゾーン（多摩川の低地～拝島段丘）：多摩川、河川緑地、伝統的な民家、蔵・造り酒屋などのある地域、玉川上水とその周辺緑地など
- ・街の手ゾーン（拝島段丘）：古くからの市街地、福生駅周辺の商店街、青梅線沿線、市役所周辺、加美平団地など
- ・丘の手ゾーン（立川段丘）：文化の森、横田基地・国道16号周辺、東福生駅周辺、産業道路周辺、福東地域など

#### イ 様々な手法を活用した景観形成

福生市ではこれまでまちづくり景観基本計画により景観形成を進めてきましたが、それに加え、東京都屋外広告物条例に基づく規制、保存樹林制度及び農地の保全並びに市民との協働による景観づくりなど様々な手法を活用して福生の景観づくりを進めます。

表11 景観形成方針に関する成果指標

指標	現状値	目標値	備考
水辺などの自然景観が保全されていると感じる市民の割合	41.4% (平成22年)	45.0% (平成33年)	「満足」、「やや満足」の市民の割合
魅力あるまち並みが形成されていると感じる市民の割合	12.5% (平成22年)	25.0% (平成33年)	「満足」、「やや満足」の市民の割合

### (2) 個別の整備方針

#### ア 美しい自然景観を守っていく

##### (ア) 自然環境の保全意識の向上と市民参加型の緑の育成

緑が持つ、治水、景観、動物の生息場所、市民の憩い、炭素固定などの多様な機能を市民に啓発し、緑化に対して理解を得ていきます。

また、雑木林は萌芽更新により保全されることや雨水の地下浸透により湧水が保全されることなども啓発し、市民一人ひとりが多摩の文化、風土、暮らし、自然を守っていく認識を持ってもらうとともに、緑を育成する・管理する事業を参加型にします。

##### (イ) 自然景観に配慮した建築物の誘導

良好な自然景観を建築物が阻害しないよう、建築協定や緑地協定、地区計画などの既存のしくみを活用するとともに、景観法に基づく景観協定の活用も検討します。

##### (ウ) 農業振興計画と連携した農地保全

農業振興計画と連携し、農業経営支援及び地産地消推進によって都市型農業が継続できる環境を守り、農地を保全します。

### (エ) 段丘崖線を生かした緑道整備・ネットワーク化

減少する緑地を保全するため、残された貴重な段丘崖線の魅力を生かした緑道整備、遊歩道のネットワーク化を図ります。また、多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会が作成する崖線の緑を保全するガイドラインに従って崖線の緑の保全に努めます。

### (オ) 多摩川、玉川上水などにおける親水空間の整備

見て歩いて楽しい空間となるよう、玉川上水遊歩道整備に向け、東京都や関係機関と調整を継続するとともに、緑化を推進し親水空間を創出します。また、沿川の住宅地等においては、「玉川上水景観軸の景観づくり（東京都）」と連携しつつ、玉川上水の雰囲気とあった景観づくりを進めます。

また、熊川分水・福生分水は市民生活に根付いたうのおいの場合として保全・活用を図ります。多摩川は国土交通省管轄であるため、国と連携しながら親水空間の確保を進めます。

## イ 市民がゆとりと誇りを感じられる福生らしい都市景観を創出していく

### (ア) 条例に基づく歴史や文化を尊重した福生らしい景観づくり

古くからの屋敷や蔵、国道16号沿道の米軍横田基地と商店街、ハウス、屋敷林、大木などの景観資源を生かして福生らしい景観づくりを進めるため、福生市まちづくり景観条例（平成18年条例第41号）を活用しながら、景観重要資源の指定やまちづくり景観協定の締結などを検討します。

### (イ) 広い空を感じられる沿道景観の形成

電線類地中化を進めるため、道路管理者、電力・通信事業者などと協議を行います。また、建物の外観や高さ、屋外広告物、看板などに関する景観上の配慮事項について、地権者との協議のもと、必要に応じて規制の具体化についても検討します。

### (ウ) 都市計画道路3・4・7号線（富士見通り）整備を契機とした福生駅前周辺のにぎわいづくりに配慮した景観づくり

福生の顔となるまち並みを実現するため、バランスの良い東口、西口整備を検討し、都市計画道路3・4・7号線（富士見通り）の整備と併せて個々の商店街の特性を生かした景観づくりを進めます。

また、商業施設の集積につながるような地区計画などの手法を検討します。

### (エ) ふっさ十景の周辺整備

福生市の代表的な景観である「ふっさ十景」は、魅力を高めるよう周辺整備を進め、遊歩道によるネットワーク化を図ります。

### (オ) 住民とともに進める美しい景観づくり

まちづくり景観推進連絡会の活動に基づく景観モデル事業（宿橋通り）の具体化、市民景観フォーラムの開催支援などにより、市民の景観づくりに向けた意識を高めます。

また、地域ごとに統一感のある景観形成が進むよう、ルールをつくり、必要に応じて建築協定や景観協定、地区計画などの活用を進めます。

さらに、「ふっさ花いっぱい運動」にとどまらず、生垣設置助成や景観施策の活用など継続的かつ効果的な市民参加による緑を増やす事業展開を検討します。そのほか、道路沿道の捨て看板や電柱などへの貼り紙など景観障害物の撤去を進める違反広告物撤去協力員制度を

推進します。

(カ) みんなで外に出て歩きたくなる道の実現

市内の景観資源を楽しめるよう、歩行者の安全に配慮した歩行者・自転車・自動車共存道路の整備を進めます。その際、誰もが移動しやすくなるようユニバーサルデザインに配慮するほか、電柱の移設や地中化を図るとともに、地区計画などにより沿道のまち並みの保全・形成を進めます。

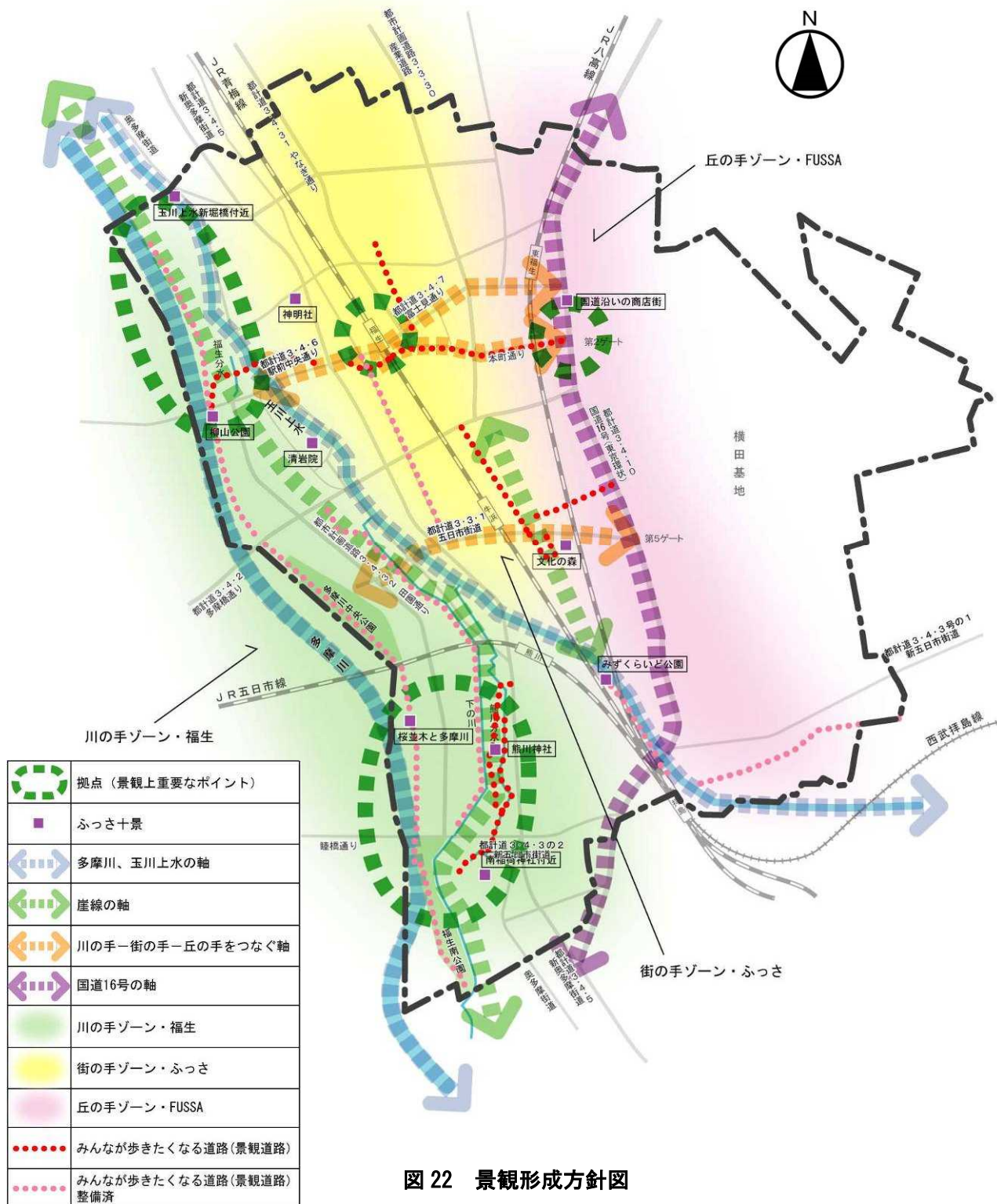


図 22 景観形成方針図